

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号被保険者に係る保険料の減免基準

(1) 減免の対象となる被保険者及び減免額

保険料の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った第一号被保険者につき、それぞれの基準により算定した額とする。なお、次の①又は②のいずれの基準にも該当する場合は、①を適用する。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者 全部
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i 及び ii に該当する第一号被保険者

【要件】

- i その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- ii その属する主たる生計維持者の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（※1）をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額（※2）の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。以下同じ。）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

※1 平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の合計所得金額。

※2 以下の（1）～（8）に記載するもの。

- （1）収容交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円（最大）
- （2）特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円（最大）
- （3）特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円（最大）
- （4）農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円（最大）
- （5）居住用財産を譲渡した場合の3,000万円（最大）
- （6）特定の土地（平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合の1,000万円（最大）
- （7）令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用土地等を譲渡した場合の100万円（最大）

(8) 上記の(1)～(7)のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円(最大)

【減免額の算定】

【表1】で算出した第一号保険料額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 $((A \times B / C) \times d)$

【減免額の計算式】

対象保険料額 $(A \times B / C)$	×	減額又は免除の割合 d	=	保険料減免額
------------------------------	---	----------------	---	--------

【表1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該第一号被保険者の保険料額
B : 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C : 当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
210万円以下であるとき	全部
210万円を超えるとき	10分の8

(注) 事業等の廃止や失業の場合には、前年度の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。

(2) 減免の対象となる第一号被保険料

減免の対象となる第一号被保険料は、①及び②のとりである。

- ① 令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金の支払日)が設定されているもの。
- ② 令和2年度相当分の保険料額であって、令和2年度末に資格を有したことにより、令和3年4月以降期間に普通徴収の納期限が到来するもの。なお、この場合における表2の前年度の合計所得金額については、210万円とあるのは200万円となる。